

様式第 2 号

同 意 書

年 月 日

牧之原市社会福祉協議会会長

借受者 住所
氏名 印
電話 ()

私は、貴会より福祉車輛を借り受けるにあたり、下記について同意いたします。

記

1 車輛管理について

- ・借受けた車輛については、目的以外のことに使用しません。
- ・借受にあたり管理者の指示に従い、厳重に管理し返却します。
- ・安全な運転をする運転者に依頼し、法令を守る運転をするよう指導します。
- ・車輛の異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、管理者(牧之原市社会福祉協議会)に連絡し、その指示に従います。
- ・車輛が盗難にあった場合、直ちに最寄の警察に通報し、被害状況を管理者に報告します。
- ・車内は禁煙とします。

2 自動車事故について

- ・借受人は運転者と連絡を密にし、誠意をもって事故処理にあたります。
- ・借受人は、借受け期間中に事故が発生した場合、事故の大小にかかわらず、管理者へ連絡し、法令上の措置をとります。
- ・立会検分の際は、管理者の立会を義務づける。
- ・事故後の状況を管理者に報告し、速やかに規定の事故報告書を提出する。
- ・事故について、第三者と示談を行う場合は、あらかじめ管理者の承諾を受ける。

3 賠償責任について

- 借受人は、管理者から車輛を借受け使用し、第三者又は管理者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
- 管理者は事故発生時の車輛についてのみ全責任を負う。
- 事故については、車輛にかけている自動車保険制度により対応する。
(自動車保険は自賠責保険及び任意保険。任意保険の補償額は対人無制限、対物無制限、人身 5,000 万円です)
- 補償限度額を超える損害については、借受人が負担する。
- 原則として警察に届出のない場合には、補償制度を受けることができない。
- 車輛の損害又は故障が借受人及び運転者の故意又は過失の場合については、修理に関する費用は借受人の負担とする。
- 車輛に対する補償については、管理人が対応するが、対人及び対物に関する保障については、借受人が責任をもって当事者同士で解決すること。